

兵庫県公報

令和元年12月10日 火曜日 第 65 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 特定計量器定期検査の実施（工業振興課）	2
○ 土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	3
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	4
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	4
○ 土地改良区清算人の退任の届出（同）	5
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	5
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	5
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	5
○ 道路の区域の変更、供用開始等（同）	6
○ 宅地建物取引業者の事務所の所在地の不確知（都市政策課）	6
○ 総合治水条例に基づく指定貯水施設の指定（中播磨県民センター）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	12
○ 同 上（同）	12
○ 同 上（同）	12
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（同）	14
○ 同 上（同）	15
○ 同 上（同）	15
○ 同 上（同）	15
○ 同 上（同）	16
○ 同 上（同）	16
○ 同 上（同）	16
○ 同 上（同）	17
○ 同 上（同）	17
○ 同 上（同）	17
○ 同 上（同）	18
○ 同 上（同）	18

○ 道路の位置指定（但馬県民局）	18
○ 同 上（丹波県民局）	19
公 告	
○ 県有地の一般競争入札による売払い（管財課）	19
○ 入札公告（産業政策課）	20
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	23
○ 同 上（同）	24
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（同）	25
○ 令和2年度兵庫県立淡路景観園芸学校景観園芸専門研修研修生の募集（公園緑地課）	25
○ 同一敷地内にあるものとみなされる複数の建築物に係る一団地の区域（淡路県民局）	27
○ 一定の複数建築物の認定の取消し（同）	27

告 示

兵庫県告示第640号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、相生市、赤穂市、西脇市黒田庄町、三木市（吉川町の区域を除く。）、川西市、小野市、三田市、丹波市、朝来市、宍粟市、加東市、たつの市、多可町、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町及び佐用町の区域における質量計の定期検査（特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号から第4号までに該当する場合を除く。）を次のとおり実施する。

令和元年12月10日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 検査実施機関（計量法第20条第1項に基づく指定定期検査機関）
神戸市中央区下山手通6丁目3番28号 兵庫県中央労働センター内
一般社団法人兵庫県計量協会
- 2 検査実施区域、検査実施期日及び検査実施場所

検査実施区域	検査実施期日	検査実施場所
相生市	令和2年6月22日（月）から同年7月1日（水）まで	検査場所を指定した場合にあっては、その指定した場所 指定の場所によらない場合にあっては、その質量計の所在の場所
赤穂市	令和2年9月2日（水）から同月25日（金）まで	
西脇市黒田庄町	令和2年8月31日（月）及び同年9月1日（火）	
三木市 （吉川町の区域を除く。）	令和2年10月27日（火）から同年11月19日（木）まで	
川西市	令和3年1月13日（水）から同年2月9日（火）まで	
小野市	令和2年10月20日（火）から同年11月6日（金）まで	
三田市	令和2年11月24日（火）から同年12月17日（木）まで	
丹波市	令和2年11月24日（火）から同年12月17日（木）まで	
朝来市	令和2年11月9日（月）から同月19日（木）まで	

宍粟市	令和2年6月16日(火)から同年7月17日(金)まで
加東市	令和3年1月13日(水)から同月28日(木)まで
たつの市	令和2年4月13日(月)から同年6月18日(木)まで
多可町	令和2年10月6日(火)から同月9日(金)まで
稲美町	令和3年2月8日(月)から同月10日(水)まで
播磨町	令和3年2月2日(火)から同年2月4日(木)まで
市川町	令和2年9月28日(月)及び同月29日(火)
福崎町	令和2年10月13日(火)から同月16日(金)まで
神河町	令和2年9月30日(水)から同年10月2日(金)まで
太子町	令和2年6月4日(木)から同月11日(木)まで
上郡町	令和2年7月20日(月)から同月22日(水)まで
佐用町	令和2年5月26日(火)から同年6月3日(水)まで

注：土曜日、日曜日及び祝日を除く。



兵庫県告示第641号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

令和元年12月10日

兵庫県知事 井戸敏三

見土呂土地改良区

退任役員

役員の区分

氏 名

住 所

監 事

大 西 輝 孝

加古川市上荘町都染378番地

同

大 西 晶 三

同 市上荘町見土呂335番地

森津土地改良区

退任役員

役員の区分

氏 名

住 所

理 事

蜂須賀 久 人

豊岡市森津902番地

氷上北土地改良区

退任役員

役員の区分

氏 名

住 所

理 事 白 井 八洲郎 丹波市氷上町絹山629番地



兵庫県告示第642号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和元年12月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

新田井堰土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	黒 坂 勇	豊岡市梶原634番地
同	北 垣 裕 次	同 市百合地1114番地
同	岡 満 夫	同 市河谷690番地
同	中 島 久 規	同 市中谷555番地
同	村 田 幸 雄	同 市今森265番地の1
同	浅 田 徹	同 市今森522番地の3
同	井 尻 英 樹	同 市木内870番地
同	村 尾 輝 士	同 市大篠岡445番地
同	関 秋 夫	同 市清冷寺1748番地
同	西 村 均	同 市上鉢山806番地
同	岡 本 邦 夫	同 市下鉢山301番地
同	浅 田 啓 嗣	同 市倉見239番地の1
監 事	野 崎 靖 雄	同 市立野町3番5号
同	竹 中 博 司	同 市駄坂548番地
同	池 畑 一 己	同 市加陽1044番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	三 宅 千 秋	豊岡市梶原567番地
同	北 垣 裕 次	同 市百合地1114番地
同	岡 田 光 行	同 市河谷861番地
同	中 島 久 規	同 市中谷555番地
同	浅 田 徹	同 市今森522番地の3
同	竹 中 博 司	同 市駄坂548番地
同	寺 谷 義 正	同 市木内798番地
同	細 田 優	同 大篠岡431番地
同	関 秋 夫	同 市清冷寺1748番地
同	西 村 均	同 市上鉢山806番地
同	岡 本 邦 夫	同 市下鉢山301番地
同	浅 田 啓 嗣	同 市倉見239番地の1
監 事	畠 中 道 夫	同 市立野町11番21号
同	平 田 三 幸	同 市今森110番地の2
同	池 畑 一 己	同 市加陽1044番地



兵庫県告示第643号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和元年12月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
たちばな土地改良区	令和元年10月10日



兵庫県告示第644号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、次の土地改良区から清算人の退任の届出があった。

令和元年12月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

見土呂土地改良区

氏 名	住 所
山 河 茂 孝	加古川市上荘町見土呂636番地の1
岸 本 敏 雄	同 市上荘町見土呂528番地
大 山 吉 政	同 市上荘町見土呂388番地
大 西 博 一	同 市上荘町見土呂465番地
三 柳 幸 男	同 市上荘町見土呂537番地
山 河 永 佑	同 市上荘町見土呂312番地
大 西 繁 樹	同 市上荘町見土呂399番地
柳 武 保	同 市上荘町見土呂238番地の2
岸 本 利 明	同 市上荘町見土呂517番地



兵庫県告示第645号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年12月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量（再設））
- 2 作業期間
令和元年12月2日から令和2年1月31日まで
- 3 作業地域
西宮市堤町地内



兵庫県告示第646号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、川西市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和元年12月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量、4級基準点測量及び出来形確認測量）
- 2 作業期間
平成30年10月1日から令和元年9月30日まで
- 3 作業地域
川西市中央町、美園町、絹延町、出在家町及び火打一丁目地内



兵庫県告示第647号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和元年12月10日から供用を開始する。

その関係図面は、令和元年12月10日から2週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年12月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 久 畑 香 呂 線	姫路市香寺町中村字鎌谷口587番1から 同 市香寺町中村字中ノ坪544番3まで	旧	8.0から 12.0まで	94.0	
		新	11.0から 16.0まで	94.0	



兵庫県告示第648号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和元年12月11日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和元年12月10日から2週間、但馬県民局豊岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年12月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 但 東 夜 久 野 線	豊岡市但東町天谷字土橋28番20から 同 市但東町天谷字土橋28番15まで	旧	6.0から 34.0まで	806.0	
		新	8.0から 98.0まで	741.0	



兵庫県告示第649号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定により、その旨公告する。

この公告の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同項の規定により公告の日から30日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和元年12月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 商号又は名称 有限会社日伸通商
- 2 代表者氏名 佐 伯 喜 弘
- 3 事務所所在地 神戸市中央区旭通一丁目1番1—206号
- 4 免許証番号 兵庫県知事(10)第8220号
- 5 免許年月日 平成28年5月26日



兵庫県告示第650号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定す

る。

令和元年12月10日

中播磨県民センター長 小 橋 浩 一

- 1 指定する貯水施設の所在地
姫路市御立北三丁目819番
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
御立北山農区	姫路市御立北三丁目 3 番11号	前 田 重 義

- 3 指定する理由
姫路市御立北地域内夢前川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第651号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和元年12月10日

中播磨県民センター長 小 橋 浩 一

- 1 指定する貯水施設の所在地
姫路市夢前町菅生澗字北谷363番 2
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
菅生第一農区	姫路市夢前町菅生澗315番地 3	友 定 延 行

- 3 指定する理由
姫路市夢前町菅生澗地域内菅生川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第652号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和元年12月10日

中播磨県民センター長 小 橋 浩 一

- 1 指定する貯水施設の所在地
姫路市夢前町菅生澗字北谷363番 1
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
菅生第一農区	姫路市夢前町菅生澗315番地 3	友 定 延 行

- 3 指定する理由
姫路市夢前町菅生澗地域菅生川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第653号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和元年12月10日

中播磨県民センター長 小 橋 浩 一

- 1 指定する貯水施設の所在地

名 称	住 所	代表者の氏名
大池郷内水利組合	姫路市田寺7丁目7番17号	力 丸 保

3 指定する理由

姫路市御立東地域内水尾川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第657号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和元年12月10日

中播磨県民センター長 小 橋 浩 一

1 指定する貯水施設の所在地

姫路市御立東二丁目878番1

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
田寺水利組合	姫路市田寺7丁目7番17号	力 丸 保

3 指定する理由

姫路市御立東地域内水尾川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第658号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和元年12月10日

中播磨県民センター長 小 橋 浩 一

1 指定する貯水施設の所在地

姫路市香寺町土師字追谷565番

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
土師農区	姫路市香寺町土師815番地2	嵯 峨 基 明

3 指定する理由

姫路市香寺町土師地域内恒屋川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第659号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和元年12月10日

中播磨県民センター長 小 橋 浩 一

1 指定する貯水施設の所在地

姫路市香寺町土師字皿池ノ下741番

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名

姫路市香寺町土師地域内恒屋川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第663号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和元年12月10日

中播磨県民センター長 小 橋 浩 一

- 1 指定する貯水施設の所在地
姫路市香寺町土師字別所525番
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
土師農区	姫路市香寺町土師815番地 2	嵯 峨 基 明

- 3 指定する理由
姫路市香寺町土師地域内恒屋川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第664号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和元年12月10日

中播磨県民センター長 小 橋 浩 一

- 1 指定する貯水施設の所在地
姫路市香寺町土師字山陰419番 3
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
土師農区	姫路市香寺町土師815番地 2	嵯 峨 基 明

- 3 指定する理由
姫路市香寺町土師地域内恒屋川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第665号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和元年12月10日

中播磨県民センター長 小 橋 浩 一

- 1 指定する貯水施設の所在地
福崎町八千種字宮之池澤1342番
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
庄区	福崎町八千種2717番地	西 井 和 俊

- 3 指定する理由
福崎町八千種地域内平田川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第666号

奥区	市川町奥89番地	柴田文徳
----	----------	------

3 指定する理由

市川町奥地域内尾市川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第676号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和元年12月10日

中播磨県民センター長 小橋浩一

1 指定する貯水施設の所在地

市川町奥字池ノ内748番

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
奥区	市川町奥89番地	柴田文徳

3 指定する理由

市川町奥地域内尾市川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第677号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和元年12月10日

中播磨県民センター長 小橋浩一

1 指定する貯水施設の所在地

市川町上瀬加字谷狭マ582番

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
大野池田郷	市川町下瀬加1171番地の1	藤本茂樹

3 指定する理由

市川町上瀬加地域内岡部川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第678号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和元年12月10日

中播磨県民センター長 小橋浩一

1 指定する貯水施設の所在地

市川町上瀬加字谷押谷1461番

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
押谷池田郷	市川町上瀬加1563番地	高橋直久

3 指定する理由

市川町上瀬加地域内岡部川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第679号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和元年12月10日

中播磨県民センター長 小橋 浩一

- 1 指定する貯水施設の所在地
市川町小畑字日原口2488番
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
御舟奥山池水利組合	市川町下瀬加1456番地	長尾 克洋

- 3 指定する理由
市川町小畑地域内小畑川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第680号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和元年12月10日

中播磨県民センター長 小橋 浩一

- 1 指定する貯水施設の所在地
市川町谷字柳谷池970番
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
谷区	市川町谷917番地	原田 博文

- 3 指定する理由
市川町谷地域内振古川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第681号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和元年12月10日

中播磨県民センター長 小橋 浩一

- 1 指定する貯水施設の所在地
市川町小畑字大野1560番
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
東小畑地区水利組合	市川町小畑2060番地の1	岩澤 定

- 3 指定する理由
市川町小畑地域内小畑川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第682号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和元年12月10日

中播磨県民センター長 小橋 浩一

- 1 指定する貯水施設の所在地
市川町上瀬加字大門1577番
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
スガイ田郷	市川町下瀬加950番地の1	北 貴 代 次

- 3 指定する理由
市川町上瀬加地域内岡部川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第683号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和元年12月10日

中播磨県民センター長 小橋 浩一

- 1 指定する貯水施設の所在地
市川町小畑字西小畑奥山2901番
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
大師池組合	市川町小畑1431番地の2	高 橋 正 視

- 3 指定する理由
市川町小畑地域内小畑川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第684号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和元年12月10日

中播磨県民センター長 小橋 浩一

- 1 指定する貯水施設の所在地
市川町小畑字上井1558番
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
大師池組合	市川町小畑1431番地の2	高 橋 正 視

- 3 指定する理由
市川町小畑地域内小畑川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第685号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和元年12月10日

中播磨県民センター長 小橋 浩一

第R01但馬位置 0004号	1. 11. 27	豊岡市九日市上町字光明寺23番6、24番1の 一部、25番4の一部	4. 35	34. 00
-------------------	-----------	--------------------------------------	-------	--------



兵庫県告示第689号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
その関係図書は、丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和元年12月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (令和年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第R01丹波位置 0002号	1. 11. 26	丹波篠山市吹上字ホノ坪46番1の一部、47番 1の一部	6. 00	45. 50
第R01丹波位置 0003号	1. 11. 26	丹波篠山市杉字三反町146番1の一部	6. 25	44. 815

公 告

県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和元年12月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 入札に付する県有地
売払物件

物件 番号	所 在 地	面積 (㎡)	地 目
10	養父市八鹿町高柳字奥山田444番1ほか	462	雑種地

- 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (3) 民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法第11条に規定する準禁治産者
- (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者

なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは

令和元年12月10日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

1 調達内容

- (1) 調達する物品等の名称及び数量
県立ものづくり大学校ほか12施設で使用する電気
予定数量3,853,636キロワット時/年
- (2) 調達案件の仕様等
契約担当者が仕様書等で指定するところによる。
- (3) 履行期間
令和2年4月1日(水)から令和3年3月31日(水)まで
- (4) 履行場所
仕様書別紙「対象施設の情報一覧」のとおり
- (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有するものは、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(入札参加資格審査窓口)

兵庫県出納局管理課 電話(078)341-7711 内線4935

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (6) 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、入札参加「可」と判定された者又は判定を受けていない者で開札の日時までに入札参加「可」と判定された者であること。

(環境配慮方針に基づく判定窓口)

兵庫県農政環境部環境創造局環境政策課 電話(078)341-7711 内線3358

3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所

- (1) 交付期間
令和元年12月10日(火)から同月20日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (2) 交付場所
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県産業労働部政策労働局産業政策課 担当 東坊(とうぼう)
電話(078)362-3311 内線3512

4 入札参加申込書及び入札書の提出期間

- (1) 入札参加申込書の提出期間
令和元年12月10日(火)から同月20日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 入札参加申込書の提出場所及び問合せ先

前記 3 (2) に同じ

(3) 開札の日時及び場所

日時 令和 2 年 1 月 23 日 (木) 午前 10 時から

場所 兵庫県産業労働部政策労働局産業政策課 (神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号)

(4) 入札書の受領期限

郵送又は持参により入札書を提出するものとし、令和 2 年 1 月 22 日 (水) 午後 5 時までに前記 3 (2) の場所に必着のこと。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額 (入札書記載金額の 100 分の 110。以下同じ。) の 100 分の 5 以上の額の入札保証金を令和 2 年 1 月 21 日 (火) 午後 5 時までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 国 (公社・公団を含む。以下同じ。)、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき (入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の 100 分の 5 未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。)

(3) 契約保証金

契約希望金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を求める場合がある。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 過去 2 年間に国、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。

(4) 入札参加者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書に前記 2 (1)、(5) 及び (6) に示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、令和元年 12 月 20 日 (金) 午後 5 時までに提出すること。

イ 入札参加者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 所定の額の入札保証金 (入札保証金に代わる担保の提供を含む。) が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期間までであること。

イ 入札者又はその代理人が同一事項について 2 通以上した入札でないこと。

ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は 2 人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。特に、入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じる。」旨が付記されていること。

カ 代理人が入札する場合は、入札書と合わせて委任状を提出すること。

キ 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、前記 4 (4) 及び 5 (5) アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、

4 (4)又は5 (5)ウ若しくはエに違反し無効となった者以外の者
 コ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品等を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Govenor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Supply of electric power, 3,853,636kWh/1 year

(3) Fulfillment period:

From April 1, 2020 through March 31, 2021

(4) Location:

As per designated by the head of the procuring entity in specification

(5) Deadline for tender:

17:00 January 22, 2020 by direct delivery

17:00 January 22, 2020 by mail

(6) Person to contact concerning the notice:

Mr. Toubou, Industrial Policy Division, Hyogo Prefectural Government

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)362-3311



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和元年12月10日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 メルカードむこがわ

所在地 西宮市高須町一丁目1-2

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 住所 代表者の氏名

日本総合住生活株式会社 東京都千代田区神田錦町一丁目9番地 石渡 廣一

3 変更事項

大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 住所 代表者の氏名

日本総合住生活株式会社	東京都千代田区神田錦町一丁目9番地	廣 兼 周 一
イ 変更後		
名称	住所	代表者の氏名
日本総合住生活株式会社	東京都千代田区神田錦町一丁目9番地	石 渡 廣 一

4 変更年月日

令和元年10月16日

5 届出年月日

令和元年11月13日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和元年12月10日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和2年4月10日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和元年12月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 オアシスタウンキセラ川西

所在地 川西市火打一丁目（中央北地区特定土地区画整理事業6街区20-3画地ほか）

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
----	----	--------

MULプロパティ株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号	船 橋 啓 二
--------------	-------------------	---------

ロイヤルホームセンター株式会社	大阪市北区堂島浜二丁目1番29号	中 山 正 明
-----------------	------------------	---------

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

ア 変更前

（仮称）オアシスタウンキセラ川西

イ 変更後

オアシスタウンキセラ川西

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
----	----	--------

株式会社阪急オアシス	大阪市北区角田町8番7号	並 松 誠
------------	--------------	-------

ロイヤルホームセンター株式会社	大阪市北区堂島浜二丁目1番29号	中 山 正 明
-----------------	------------------	---------

外未定

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
----	----	--------

株式会社阪急オアシス	大阪市北区角田町 8 番 7 号	並 松 誠
ロイヤルホームセンター株式会社	大阪市北区堂島浜二丁目 1 番 29 号	中 山 正 明
株式会社ユニクロ	山口市佐山 717 番地 1	柳 井 正
外 7 者		

- 4 変更年月日
令和元年 9 月 20 日ほか
- 5 届出年月日
令和元年 11 月 20 日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
- (2) 縦覧期間
令和元年 12 月 10 日から 4 月間

- 7 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限
令和 2 年 4 月 10 日
- (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号



大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和元年 12 月 10 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ディオ明石店・スギ薬局明石魚住店
所在地 明石市魚住町清水字水田1613-1 ほか
- 2 法第 8 条第 1 項の規定により明石市から聴取した意見の概要
 - (1) 歩行者の通行に係る事項
店舗が面する国道 2 号は、魚住中学校の生徒の登下校ルートであるため、登下校時間帯には、車両の出入口に交通誘導員を配置するなど、安全確保に努められたい。
 - (2) その他の事項
ア 周辺自治会会長、清水まちづくり協議会会長、清水校区連合自治会会長など、地域住民への事前説明を行い、出された意見・要望等に十分に配慮し、不安の解消に努められたい。
イ 雨水排水計画に当たっては、浸透枘や駐車場緑化などの浸透施設や貯留施設を設置するなど、雨水の流出抑制に努められたい。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
令和元年 12 月 10 日から 1 月間



令和 2 年度兵庫県立淡路景観園芸学校景観園芸専門研修研修生の募集

兵庫県立淡路景観園芸学校管理規則（平成10年兵庫県規則第69号）第 3 条第 1 項の規定により、令和 2 年度兵庫県立淡路景観園芸学校景観園芸専門研修の研修生を次のとおり募集する。

令和元年 12 月 10 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

同一敷地内にあるものとみなされる複数の建築物に係る一団地の区域

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第1項の規定により、同一敷地内にあるものとみなされる複数の建築物に係る一団地の区域は、次のとおりである。

その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和元年12月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

認 定 番 号	認定年月日 (令和年月日)	一団地の区域
第R01淡路団連 0001号	1. 11. 22	淡路市塩尾字狸穴519番21 同 市塩尾字佐脊坊737番1、748番 同 市塩尾字古河井手749番1、749番17



一定の複数建築物の認定の取消し

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定により、次のとおり認定を取り消した。

令和元年12月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

認定取消番号	認定取消年月日	認定の取消しを行った区域	認定の取消しを行った認定番号	認定の取消しを行った認定年月日
第R01淡路団連 廃0001号	令和元年11月22日	淡路市塩尾字狸穴519番21の一部 同 市塩尾字佐脊坊737番1、 748番の一部 同 市塩尾字古河井手749番1 の一部	第1号	昭和53年10月25日